

訴 状

令和3年9月29日

名古屋高等裁判所金沢支部 民事部 御中

(主任) 原告訴訟代理人弁護士 木 原 功 仁 哉

同訴訟復代理人弁護士 南 出 喜 久 治

代

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

選挙無効請求事件

訴訟物の価額 1 6 0 万 0 0 0 0 円

貼用印紙代 1 万 3 0 0 0 円

請 求 の 趣 旨

- 1 令和3年3月21日執行の中能登町長選挙の選挙の効力に関する審査の申立てにつき、被告が令和3年9月3日付けでした裁決を取り消す
 - 2 上記の選挙を無効とする
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

請求の原因

第1 事案の概要

本件訴訟は、令和3年3月21日執行の中能登町長選挙（以下「本件選挙」といふ。）の選挙無効を求めて提訴したものである。

本件選挙は、何者かが開票前の期日前投票について、投票箱の合鍵を使ふ等の手段により、開票前に2000票程度又はそれ以上の大規模な票のすり替へを行つたこと（以下「ケース1」といふ。）により、原告と宮下為幸候補（以下「当選人」といふ。）の当落を逆転させた可能性が極めて高い。なぜなら、開票作業を行つた二脚のテーブルのうち、当日投票のみのテーブルの票は、原告2400票、当選人が1200票とダブルスコアの票差がついてみたにもかかわらず、17分間の立会人への回付が止まつた後に回付された期日前投票のテーブルの票は、原告約100票、当選人約3200票の票が現れるなど、当日投票と期日前投票とで明らかに投票行動が異なつてゐるからである。

仮にケース1が事実でなかつたとしても、開票に携つた職員が、あらかじめ当選人の氏名が記載された百票束20個程度と原告の百票束20個程度とを開票中にすり替へた（以下「ケース2」といふ。）可能性も否定できない。なぜなら、平成29年の町長選挙では一脚のテーブルで開票作業を行つたのに、今回は二脚のテーブルで行つたため、町議会議員補欠選挙のテーブル一脚を加へると3本の開票ラインが存在することになり（甲6）、中央の町長選挙の開票ラインが立会警察官席などから死角となるため、すり替へを容易にするためにも町長選挙の開票ラインを2本にしたと考へられるからである。

しかも、中能登町選挙管理委員会（以下「町選管」といふ。）の主張内容が変遷したり、調査に非協力的な態度を取つてゐる点など、本件選挙をめぐつては余りにも不自然な点が多いことから、票のすり替へが強く疑はれるのである。

このため、最終的には、すべての有効票を提出させて鑑定することにより、同一人物による筆跡が存在するかどうかを調査することが不可欠である。

第2 当事者

1 原告

原告は、平成26年に中能登町町議会議員選挙に初当選し、2期目の令和3年2月に辞職した後、本件選挙に立候補したが、次点で落選した。

2 被告

被告は、地方自治法181条1項に基づき石川県に設置された選挙管理委員会であり、令和3年9月3日付けで本件選挙にかかる原告の審査申立てに対し棄却決定をした（甲1）。

第3 本件選挙に至るまでの経緯

1 3名による立候補表明の経緯

本件選挙は、4期務めた杉本栄蔵前町長の任期満了に伴ふ町長選挙であった。

本件選挙では、まづ原告が立候補を表明して令和3年2月に町議を辞職し、次いで、廣瀬康雄前副町長、尾田良一前町議がそれぞれ立候補を表明したことにより、この3名による選挙戦になる見込みであった。なほ、廣瀬前副町長は、杉本前町長の後継候補として指名され、その選挙対策の中心人物は、杉本前町長、山田省悟前石川県議及び当選人の3名であった。

ところが、廣瀬前副町長は、令和3年2月14日～15日の間に、母親とともに自宅内で無理心中を図つて死亡した（甲2）。選挙に向けた政治活動により精神的に疲弊してゐたことが原因と考へられる。なほ、遺書が残されてゐたが、その内容は公表されてゐない。

これにより、廣瀬前副町長に代はる杉本前町長の後継候補として、当選人

が立候補を表明したため、原告、尾田良一及び当選人の3名による選挙戦となつた。

なほ、廣瀬前副町長が死亡した後の2月15日、町役場で原告及び杉本前町長らが新聞記者による囲み取材を受けた際、原告は「言葉が出ない。何を申し上げてよいかわからない」と神妙な様子で語つたのに対し、杉本前町長（当時は町長）は、開口一番、「不戦敗はありませんよ」と言い放つた。原告は、杉本前町長が廣瀬前副町長に対するお悔やみ言葉を述べる前に、いきなり選挙戦の行方について言及したことに驚くとともに、杉本前町長が、本件選挙で自己の後継候補を当選させるために執念を燃やしてゐることに強い衝撃を受けた。

2 原告が杉本前町政に対し批判を続けてゐた

原告は、町議であつた当時、杉本前町長の父が創業し、平成29年頃まで前町長の弟である杉本茂が代表取締役を務め、現在、前町長の長男杉本大悟が取締役を務めてゐる株式会社杉本工務店（甲4）が、町が実施した競争入札を悉く落札し、しかも、落札価格が入札予定価格の96%以上であつたことから、予定価格の情報漏洩や談合が否定できないとの趣旨で、町議会において追及してゐた。

すなはち、原告は、令和2年9月17日の定例会議の一般質問において、「平成27年5月1日執行の鹿島小学校外部便所建設工事の競争入札で、予定価格2050万円であつたのに対し、杉本工務店が落札額2020万円（予定価格の98%）で落札した」件を含む4件の事例について、いずれも予定価格の96%で杉本工務店が落札してゐることに関し、杉本前町長を追及する質問を行つた（甲3）。また、それ以外にも、町と杉本前町長乃至その親族との間の癒着を窺はせる事案が複数あつたことから追及を行つてゐた。

このため、杉本前町長は、仮に原告が本件選挙で当選すれば、過去の不透明な公金支出が暴かれ、その結果、杉本工務店が入札参加禁止処分を受けて

経営が行き詰まるだけでなく、自己が刑事訴追を受ける可能性すらあつたため、原告を絶対に当選させてはならないとの強い執念があつたことが容易に想像される。

3 本件選挙の告示

本件選挙は、令和3年3月16日に告示され、同月21日投開票であつた。

期日前投票は同月17日から20日までの間、町内3か所で行はれた。また、当日投票は、町内9か所の投票所で行はれた。

町選管は、期日前投票箱の取扱いについて、最終日である20日の投票終了までの間は、3か所それぞれで保管され、20日の期日前投票が終了した後は、町役場総務庁舎内の金庫で保管したと主張してゐる（甲5）。

なほ、町議会議員補欠選挙が、本件選挙と同時に執行されてゐる。

第4 本件選挙の開票作業

1 当日投票と期日前投票を分けて開票作業がなされた

開票作業は、中能登町社会福祉センター大ホールにおいて、同月21日午後9時から開始し、同日午後10時16分に終了した。

開票所には参観人席が30席設けられ、原告の選挙スタッフである宮川正次が、後述するとほり選挙立会人に回付された票数を直ちに原告及びその選挙スタッフに伝えられるやう、スマートフォンを持参して参観してゐた。また、報道機関関係者も複数参観し、午後9時から午後10時頃まで、三脚に立てられたビデオカメラを回してゐたので、このカメラによる開票状況の記録映像が存在すると思はれる。

作業テーブルの配置はおおむね甲6のとほりである（ただし、開票所内の速報ボードは、参観人席から見やすいやう、斜めに傾けられてゐた。）、票の仕分けを行ふ開票係のテーブルが2脚設けられたほか、疑問票処理係、審査点検係、係数機係、整理係のテーブルもそれぞれ2脚設けられてゐた。換言

すれば、計算係1に達するまでの集計の過程で、2つの開票ラインが存在した。

町選管は、参観人席から見て左側のテーブル(以下「テーブル1」といふ。)では、当日投票のうち第1乃至第6投票所の6箱の開票が行はれ、向かつて右側のテーブル(以下「テーブル2」といふ。)では、当日投票のうち第7乃至第9投票所の3箱と、期日前投票の3箱の開票が行はれたと主張してゐる。

しかしながら、原告が、同年4月20日、町選管委員長である領家勝と電話で話した際、領家委員長は「担当職員の話によると、二脚のテーブルのうち、一脚は当日投票5箱と期日前投票1箱、もう一脚は当日投票4箱と期日前投票2箱の票が開披された」と回答してゐたにもかかわらず、その後、町選管は、前記のやうな主張に変遷させたのである。

すなはち、令和3年8月18日付け町選管の「口頭意見陳述に係る補足説明について」と題する文書(甲7)の「4 開票時の投票箱の配置に係る当委員会の見解について」の第三段落には、「当委員会委員長は、この電話(筆者注：4月20日の原告との電話)の中で、投票箱の配置について、決定書及び弁明書と異なる内容のことを伝えたかは定かではないとしている。」と回答してゐるが、端的に否定するのではなく「定かではない」と回答したのは、前記のとほり「一脚は当日投票5箱と期日前投票1箱、もう一脚は当日投票4箱と期日前投票2箱」と回答したからである。

もつとも、原告は、テーブル1には当日投票のみが、テーブル2には期日前投票のみが開披されたと考へてゐる。なぜなら、当日投票が約5000票、期日前投票が約4500票と拮抗してゐるため、テーブル1と同2で半々にした方が良いとの現場職員の適宜の判断で、テーブル1には当日投票のすべて(第1乃至第9投票所)、テーブル2には期日前投票のすべてが開披されたとみるのが自然であるし、後述する開票の途中経過の票数とも合致するからである。

おそらく、町選管は、実際には原告が考へるとほり、当日投票と期日前投票を分離してゐたものの、当日投票と期日前投票を混同させなければ公選法66条2項違反となる可能性があるため、4月20日に原告が領家委員長に対して電話で問ひ合せた後、領家委員長が町選管職員に問ひ合せた際、町選管職員が領家委員長に対し、咄嗟に「一脚は当日5箱と期日前1箱、もう一脚は当日4箱と期日前2箱」と領家委員長に伝へたためそれが原告に伝はり、さらにその後、「一脚は当日6箱、もう一脚には当日3箱と期日前3箱」との主張内容に変遷させたのであつて、現場の町選管職員の公選法遵守の規範意識が総じて低かつたからこそ、このやうな変遷をしたのである。

2 開票経過

(1) 一時は原告が大幅にリードした

午後9時から開始した開票作業は、テーブル1の開票の方が早く進み、計算係1から立会人に百票束づつ回付された票は、午後9時35分時点で原告、当選人及び尾田候補のいずれも1200票であつたのが、9時44分時点で原告2400票、当選人1200票、尾田候補1200票と、原告がダブルスコアの差をつけて優勢となつてゐた(甲8)。

すなはち、甲8は、原告側の立会人[REDACTED]が、参観席にゐた原告の選挙スタッフである[REDACTED]に対して、回付された票数を手指による合図で送り、この合図を受けた[REDACTED]が原告の息子である林大真に送信したLINEのスクリーンショットである。ここに記載されてゐる「は」は原告(「はやし」)、「み」は当選人(「みやした」)、「お」は尾田候補(「おだ」)を意味してゐる。

尾田候補推薦の立会人も、一時は原告が大幅にリードした旨の報告をしてゐる(甲5・「第2.2」(2頁))。また、当選人推薦の立会人も「開票の当初は、一時的に申出人の票の回付が多かつたが、徐々に当選人の票の回付が増えたという認識である」と述べ(甲5・「第3.2」(3頁))、原告の

票が当選人の票よりもリードしてゐた時点があつたことを認めてゐる。

(2) 17分間の回付停止後、大量の当選人の票が回付された

ところが、その後テーブル2の17分間にわたり立会人への回付が止まつた後、立会人に回付された票束は、原告100票、当選人3200票、尾田候補200票であり、この結果、午後10時01分には原告2500票、当選人4400票、尾田候補1400票となり、当選人が当選確実となつた。

まづ、17分間の回付の停止の原因は、テーブル1の開票作業がテーブル2よりも速かつたためである。すなはち、町選管は「当委員会は選挙立会人への票の回付にあたり、不要な混乱を避けるための配慮から、事務従事者に対しては、各候補者の票を可能な限り同数で回付するようマニュアルをもって指示して」ゐる（甲5・「第4.2.(1).③」(5頁15行目))といふのに、午後9時44分の時点で原告の票が当選人の票よりも1200票も多く回付されたのは、前記マニュアルの遵守に無頓着な選管職員が、先に開票されたテーブル1の票から作られた百票束を、全て立会人に回付したからである。

また、午後9時44分の時点で4800票が立会人に回付されたのは、テーブル1には当日投票のみの5000票が開披され、百票束を作ることができない端数200票程度を除いた4800票が回付されたからであると推測されるのである。

3 当日投票と期日前投票で投票行動が明らかに異なるのは、期日前投票の票のすり替へがあつたからである（ケース1）

このやうに、当日投票のうち、原告2400票、当選人1200票と、当日投票では原告がダブルスコアで優勢であつたにもかかわらず、期日前投票では、原告100票、当選人3200票と、当日投票と明らかに投票行動が異なつてゐる。

そして、3月17日から同月20日までの4日間で特段の政治的な変化がなかつたのであるから、このやうな当日投票と期日前投票の票差は、何者かが期日前投票の票をすり替へたとしか考へられないのである。

4 開票ラインを2本にすることによつて、開票所内の票のすり替へを容易行つた（ケース2）

甲6のとほり、本件選挙は2本の開票ラインがあり、町議補選の開票ライン1本があることから、中央のラインは、立会警察官席、計算係2席などから死角になる。平成29年の町長選挙では一脚のテーブルで開票作業を行ひ、テーブルも一脚で開票ラインも1本であつたのに、今回は2本の開票ラインで開票を行つたのは、何者かと意思を通じた町選管事務局が、あらかじめ票のすり替へを行ふといふ明確な意図があつたからである。

そして、当選人の氏名を記載した票束を20個程度作成し、これと原告の同数の票束とのすり替へを行つたのである。

第5 期日前投票のすり替へを窺はせる間接事実

1 期日前投票の出口調査

選挙期間中の3月19日（金）午後7時45分頃、北國新聞社松元友樹記者が原告の選挙事務所を訪問した。その際、松元記者は「当社が実施してゐる期日前投票の出口調査では、林さんが圧倒してゐて、尾田さんが健闘してゐる。宮下さんは一番少ない状況だ」と述べた。

原告は「圧倒とは？」と尋ねると、松元記者は「半分以上占めてゐる」と述べた。

このやり取りは、原告のほか、当時選挙事務所にもゐたスタッフ6名も聞いてゐる。

もちろん、出口調査と実際の選挙結果が一致するものでもなければ、松元記者が、何らかの意図で、実際の出口調査の結果よりも原告に有利な情勢で

あると虚言を述べた可能性も否定できない。しかし、前記当日投票の票数が、原告が当選人にダブルスコアで優勢だったのであるから、松元記者の前記発言は、情勢を正確に表はしたものと云へる。

この出口調査の結果からすると、ケース1の可能性は十分な信憑性があると言へる。また、期日前投票の票が開披されたテーブル2の開票ラインで票のすり替えが行はれたケース2の可能性も否定できないのである。

2 未使用の投票用紙の残数確認に協力しない

町選管は、県選管が行った令和3年8月4日の口頭意見陳述の席上で、原告が未使用の投票用紙（町選管は7575枚と主張する）の残数確認を実施するやう求めたのに対し、「協議を要するので、後日回答する」と回答を留保し（甲9・「6.（2）.（回答⑥）」（3枚目）、8月18日付け「口頭意見陳述に係る補足説明について」と題する文書において、「当委員会の複数の職員により未使用投票用紙の枚数等を確認している」ため「再度の確認を行うことは考えていない」と回答した（甲7・「3」（2枚目））。

そもそも、本件では、町選管自身の不正が疑はれてゐるのに、町選管が自ら枚数を確認したと主張しても、何らの説得力がない。町選管は、やましいことがないのであれば、堂々と原告の立ち会ひの下で、未使用の投票用紙の確認に応じることができるはずであるのに、殊更にこれを拒否したのであるから、本当に枚数を確認したかどうか疑はしいと言はざるを得ない。

票のすり替えを行ふには、未使用投票用紙に当選人の氏名を記載して使用するのが最も簡便であるから、未使用投票用紙の枚数の確認は、事案解明のためには不可欠である。

第6 票のすり替えは選挙無効原因にあたる

1 「選挙の規定に違反する」にあたる

「選挙の規定に違反する」（公選法205条1項）とは、「主として選挙管

理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称する（最判昭和61年2月28日集民147・61）とされてゐる。

さうすると、票のすり替へは、明らかに選挙の自由公正の原則が著しく阻害されてゐるから「選挙の規定に違反する」ことは明らかである。

2 「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」にあたる

しかも、仮に票のすり替へがなかつた場合、すなはち、午後10時01分頃に立会人に回付された票が、午後9時44分までに回付された票と同じやうに原告の票数が当選人の2倍程度であつた場合で、尾田候補の票についてすり替へがなされてゐないと仮定すると、午後10時01分頃までに新たに回付された票のうち、原告の票と当選人の票の和が3300票（ $100+3200=3300$ 票）であるから、原告2200票（ $3,300 \times 2/3=2,200$ 票）、当選人1100票（ $3,300 \times 1/3=1,100$ 票）となるから、およそ原告の2100票（ $2,200-100=2100$ 票）が当選人の票にすり替へられたことになる。さうすると、仮にすり替へがなかつた場合、原告4600票（ $2400+2200=4600$ 票）、当選人2300票（ $1200+1100=2300$ 票）となり、原告がダブルスコアの差で当選したことになる。

よつて、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」（公選法205条1項）にあたる。

第7 不服申立手續

1 町選管に対する異議申立て

原告は、令和3年4月5日付け「中能登町町長選挙に於ける当選の効力に関する異議の申し出書」と題する文書を提出し、同日受け付けられた。

この申出書は、表題のみを見れば当選無効の異議申立てのやうであるが、

「宮下為幸氏の票に偽造した票が混入していた疑いが否定できない」と主張しているとはり、選挙無効の異議申立てをしたものである。

しかし、町選管は、同年6月1日付けで棄却決定をした。

2 石川県選挙管理委員会に対する審査申立て

次いで、原告は、石川県選挙管理委員会（以下「県選管」といふ。）に対し、審査申立てを行つた。

しかし、県選管は、同年9月3日付けで棄却裁決をし、同裁決書は9月7日に原告に送達された。

第8 結語

よつて、原告は、被告に対し、公選法205条1項に基づき、本件選挙の効力に関する審査の申立てにつき被告が令和3年9月3日付けでした裁決の取消し、及び本件選挙を無効とするやう求める。

証 拠 方 法

証拠説明書のとほり

附 属 書 類

1 訴状副本	1 通
2 甲号証写し	各2 通
3 証拠説明書	2 通
4 訴訟委任状	1 通
5 訴訟委任状（復代理）	1 通